

—よくあるご質問—

【全般】

(1)申請した金額を満額助成してもらえますか？

→助成金額は審査会で決定されます。そのため、申請された金額が満額助成されるとは限りません。

(2)助成回数に制限はありますか？

→スタートアップは立ち上げから2年間。環境保全創造事業助成、環境パートナーシップ助成は各3回。

ひょうごの生物多様性保全プロジェクト助成は、制限がありませんが、「ひょうごの生物多様性保全プロジェクト」に選定される必要があります。

(3)自己資金はどれくらい必要ですか？

→スタートアップ支援助成は、助成希望額の 50% 以上の自己資金(他の助成金は含まない)を有していることが必要です。**環境保全創造事業および環境パートナーシップ事業助成については、申請する事業の実施のため自己資金(会費、参加費等)として助成希望額の20%以上を確保して下さい。**

(4)諸事情により当初の事業内容が変更になる場合、変更は認められますか？

→原則、認められません。内容が変更、中止になる場合は事務局にご相談ください。

【対象経費について】

(5)広報費について、どこまで対象になりますか？

→普及啓発のための広報誌、チラシの作成費、郵送代は対象となります。ただし会員向けの総会や講習会の案内等は対象外(スタートアップ支援助成のみ対象)となります。また団体として利用分が明確に示せない通信費(電話、インターネット等)も対象外となります。

(6)会員、スタッフの謝金は助成対象となりますか？

→貴団体に所属する会員、スタッフの方への報酬、謝金、賃金(人件費)は助成対象外です。

(7)スタッフの交通費は、助成対象となりますか？

→実践活動、調査、一般向けのイベントへの出展(普及啓発)、事前打ち合わせ等は助成対象となります。ただし、実費に限ります。報告の際、日付、目的、人数、単価、回数及び金額が分かる資料を添付してください。総会やスタッフの研修会(県外)は対象外(スタートアップ支援助成のみ対象)となります。なお、「ひょうごの生物多様性保全プロジェクト団体活動発表会」等は、活動団体との交流がメインとなりますので、対象外となります。

(8)活動経費で、対象外になる可能性がある経費はありますか？

→生態系を乱すおそれがある活動や単なる生活環境の向上のための活動等は、助成対象外とします。

(例:花壇の緑化、他の地域から持ち込んだ虫・魚・ホタルの放流、外来種、園芸種の植樹、外来生物対策を除く害虫駆除の薬剤、農業生産活動を目的とする有機農業)また直接環境啓発に関わらない経費(例:啓発グッズ)、**事業終了後に次年度の消耗品等の補充購入についても助成対象外となります。**

(9)ひょうごの生物多様性保全プロジェクト助成(区分4)について、県立施設の指定管理団体ですが、対象団体に入りますか？

→指定管理施設の指定管理者が、指定管理業務として行う当該施設内で実施する活動は、助成対象になりません。ただし、施設内で活動している団体(ソポーター、ボランティアグループ等)が、独自に行う活動については対象となります。

(10)採択決定後に辞退をすることはできますか？

→事務局に申請していただくことで、辞退は可能です。